

## 松本市遊休荒廃農地対策事業の概要

### 1 松本市遊休荒廃農地対策事業

#### (1) 事業内容

遊休荒廃農地の解消を図るため、農振農用地区域外の緊急を要する遊休荒廃農地等を再活用する者に対し補助金を交付

#### (2) 交付対象者

遊休荒廃農地を取得又は賃借する市内に住所を有する者（団体を含む）及びUターン就農者等

#### (3) 交付額

1 a 当り 3,500円～7,000円以内を予算の範囲内で補助

#### (4) 交付条件

ア 2年以上耕作されていないこと。

イ 所有者に耕作の意思がないこと。

ウ 自己保全管理の農地でないこと。

エ 5年以上継続して耕作すること。

オ 当該遊休荒廃農地の存する地区の農業委員が遊休荒廃農地対策事業として適当なものであると認めるものであること。

### 2 松本市農業生産振興事業補助金（荒廃農地等利活用促進交付金）

#### (1) 事業内容

国の荒廃農地等利活用促進交付金により耕作放棄地の再生を行う者及び施設等補完整備を行う者に対し補助を行い、耕作放棄地の解消を促進

#### (2) 交付額

事業費の1/10以内を予算の範囲内で補助